

令和元年度 島根ものづくり企業海外展開総合支援助成金（第3回募集）

～海外展開に必要な経費を総合的に支援！～

★募集期間 令和元年12月9日（月）～予算がなくなり次第終了

★申請方法 裏面をご覧ください。（隨時申請を受け付けます）

1. 対象となる企業

製造業を営む県内企業（飲食品及び工芸品の製造を除く）

2. 助成金のメニュー

1) 海外市場調査等支援事業

- ▶ 海外展開に向けた市場調査や構想策定に係る費用を支援
- ▶ 助成率1/2以内 助成限度額1,000千円（グループの場合2,000千円）

2) 海外進出計画策定事業

- ▶ 海外進出計画の策定や海外子会社設立に係る費用を支援
- ▶ 助成率1/2以内 助成限度額3,000千円

3) 海外販路開拓事業

- ▶ 海外商取引の実現・拡大に向けて行う以下の事業に係る費用を支援
 - ・商談会等への出展
 - ・テスト輸出
 - ・販売促進活動
 - ・輸出向け商品の開発
 - ・その他海外販路拡大に係る事業活動
- ▶ 助成率1/2以内 助成限度額1,000千円

4) グローバル人材確保事業

- ▶ 有料職業紹介事業者による海外展開人材確保に係る費用を支援
- ▶ 助成率1/2以内 助成限度額1,000千円

5) 海外拠点ローカル技術者育成事業

- ▶ 海外現地技術者の技術指導に係る費用を支援
- ▶ 助成率1/2以内 助成限度額1,000千円



制度の詳細・問合せ先は裏面をご確認ください。

対象業種

以下の全てに該当することが必要です。

- ①県内に事務所又は事業所を有し、助成事業で対象とする製品等の生産活動の中心が県内に存すること。
- ②資本の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社であること。
- ③製造業(ただし、飲食料品及び工芸品を製造するものを除く。)に属する事業を主たる事業として営む企業であること。
- ④県税を滞納していないこと。

対象事業

以下の5種の事業について、必要となる経費を助成いたします。

※個別の事業それぞれで申請していただく必要があります。

※複数の事業について、同時に申請する事が可能。

※対象事業それぞれに予算枠を設けているため、予算上限額に達した事業は期間中であっても募集を終了する可能性があります。

①海外市場調査等支援事業

将来的な海外への事業展開の構想策定を行う事業です。(個社又は複数社グループでの申請が可能です。)

②海外進出計画策定事業

海外子会社の設立に係る計画の策定や、海外子会社設立手続きを行う事業です。

③海外販路開拓事業

海外の事業者等と商取引を行うために実施する次の事業です。

- (1) 商談会、展示会等への参加
- (2) テスト輸出
- (3) 販売促進活動
- (4) 輸出向け商品の開発
- (5) その他海外販路拡大に係る事業活動の実施

④グローバル人材確保事業

海外展開のための人材確保のため、有料職業紹介事業者に人材の紹介を依頼する事業です。

⑤海外拠点ローカル技術者育成事業

海外子会社で雇用した(又は海外子会社設立準備段階で親会社が雇用した)現地中核技術者の技術指導を実施する事業です。

助成率・助成限度額

- ①海外市場調査等支援事業：助成率1/2以内 助成限度額 1,000千円 (グループでの申請の場合2,000千円)
- ②海外進出計画策定事業：助成率1/2以内 助成限度額 3,000千円
- ③海外販路開拓事業：助成率1/2以内 助成限度額 1,000千円
- ④グローバル人材確保事業：助成率1/2以内 助成限度額 1,000千円
- ⑤海外拠点ローカル技術者育成事業：助成率1/2以内 助成限度額 1,000千円

申請について

当事業への申請をお考えの場合は、事前に下記の問合せ先へお問い合わせください。

事業の詳細について担当者がご説明いたします。

*申請書類は、[当財団HPよりダウンロードできます。](#)

しまね産業振興財団 助成金サポート

検索



審査について

当財団が主催する審査委員会において採否を決定します。採択件数は予算の範囲内とし、採択基準に満たない場合は予算の有無にかかわらず採択しません。採択された場合でも、予算の都合等により助成額が減額される場合があります。

▶お問い合わせ先

公益財団法人しまね産業振興財団

販路支援課 国際化支援グループ

TEL:0852-60-5114 E-mail:kaigai@joho-shimane.or.jp

